



休日保育のご案内

R4.4改正

1 休日保育とは

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が仕事などのため、家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わりファミリーサポートセンターの提供会員の家庭で保育することができます。

2 対象者

【次のいずれにも該当するもの】

- ①我孫子市に住民登録がある生後6か月から小学生までの子どもの保護者等である。
- ②我孫子市ファミリーサポートセンター事業の利用会員である。
- ③休日に児童を保育することができる者がいない保護者等である。
- ④対象となる児童が、次のいずれかの施設に在籍又は、事業を利用していること。
 - ・保育園
 - ・認定こども園（保育の必要性の認定を受けた者に限る）
 - ・幼稚園（保育の必要性の認定を受けた者に限る）
 - ・認可外保育施設等（保育の必要性の要件を満たしている者に限る）
 - ・小規模保育事業
 - ・事業所内保育事業
 - ・家庭的保育事業
 - ・居宅訪問型保育事業
 - ・学童保育室



3 実施方法

我孫子市ファミリーサポートセンターの提供会員の家庭において保育を実施します。

4 利用できる休日

日曜・祝祭日・年末年始

5 保育時間

午前7時から午後5時まで

※この時間の前後は、別途ファミリーサポートセンター料金（1時間900円）がかかります。

6 昼食・おやつ

昼食・おやつは、各自でご用意ください。

7 利用料(日額)

区 分	利 用 料 (一人あたり)
3 歳 未 満 児	2,500 円
3 歳 以 上 児	1,500 円
小 学 生	2,000 円
生 活 保 護 世 帯	無 料



※原則は提供会員1人に子ども1人ですが、兄弟姉妹同時に利用する場合、2人目の児童の利用料は半額になります。また、3人目以降は別の提供会員への依頼となるため、3人目は全額、4人目は半額となります。

※年齢は、休日保育を利用する日の属する年度の4月1日現在とします。

※食事・おやつ・ミルク・おむつ・交通費等に係る経費については、実費負担になります。

(裏面あり)

8 申し込みの手続き

*ファミリーサポートセンターの利用会員として入会登録をしてください。

事前に、ファミリーサポートセンターに利用の承諾を受け、利用希望日の2か月前の属する月の1日から3開庁日前までに、保育課へお申し込みください。なお、子育て支援センターでは受け付けができませんのでご注意ください。

※お引き受けできる提供会員がない場合、やむを得ずお断りすることがあります。

【持参するもの】

- ・ 休日保育利用申込書（様式第1号）
- ・ 休日保育就労証明書（専用様式）（父、母分）
又は休日に児童を保育することができないことを証する書類。

*ファミリーサポートセンターとは

子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）の会員組織です。

利用するには、ファミリーサポートセンターへの入会手続き・事前打ち合わせ・提供会員との顔合わせなどが必要になります。お早めにお問い合わせください。☎04-7186-4161（9：00～18：00）日・祝・年末年始休業



《 問い合わせ先 》

	電 話	場 所	時 間
保育課 子育て係	04-7185-1111 内線 479	我孫子市役所西別館 2F	月～金（平日） 8：30～17：00